

ナレーター

ある日、カモ夫さんの家に黄色い封筒がとどきました。

カモ夫

「知らない会社からの封筒だ。なんだろう・・・開けてみよう。おお、立派なパンフレットが入っているぞ。」

「なになに、老人ホームができるのか、立派だなあ。近くにこんないい施設ができれば、人気ができるだろうな。」

「あれ、よくわからない書類もはいつているみたいだぞ。融資とか申込みとか、なんだろう・・・？ まあ、関係ないからいいか。」



製作・問合せ
さいたま市消費生活総合センター
電話：048-643-2239

ナレーター 次日、電話がかかってきました。

証券男

「こんにちは、わたしは、『まるもうけ証券』と申します。お宅に黄色の封筒は届いていませんか？ 立派な老人ホームのパンフレットが入っているんですが。」

カモ夫

「え、あゝ きてますよ。老人ホームのパンフレット、立派なやつね。」

証券男

「そうです、そうです。やはりカモ夫様のご所に届きましたか。」

「日本では高齢化が進んでいることはご存じですよね？ 今、高齢者の施設の需要は増加しております。この悪徳開発は、高齢者施設への投資を募っております。」(カモ) (カモ)

「間違いなくもつがる投資商品となっているんです。」(強調) 「ただ、カモ夫様の地域限定で、ほかの地域では売り出していないのです。カモ夫様は選ばれたんですよ。」

カモ夫

「はあ、よくわからないけど、高齢者の施設は必要だよな。それで儲かるの、へえ。でも私は投資には興味ないから。」

証券男

「いえいえ、実はその権利を譲ってもらえないか、というお話なんです。「高齢者施設のために、人助けにもなりますし、ぜひお願いします。譲っていただければお礼もいたします。」

カモ夫

「そついつつとだったら、いいですよ、お礼までしていただければいいのなら、お譲りいたしますよ。」

証券男

「ありがとうございます。助かります。申込書に名前と1000500万円と書いてFAXをお願いします。本当に助かります。」

ナレーター

こうしてカモ夫さんは申込書をFAXしてしまいました。



ナレーター 3日後、悪徳開発から電話が入りました。

悪徳開発 「カモ夫様ですか？ わたくし悪徳開発と申します。」

カモ夫 「はい？ なんででしょうか？」

悪徳開発 「この度は社債の申込みありがとうございました。ところでカモ夫様でない名前で500万円の入金がありました。カモ夫様、名義を貸していませんか？ 買う権利を他人に譲っていませんか？」

カモ夫 「はい、どうしてもって頼まれて申し込みました。」

悪徳開発 「やはり。これは大変なことです。不正な取引ですよ。なんてことをしてくれましたか。」

カモ夫 「えっ、だって人助けになるって言われて、頼まれただけですよ。」

悪徳開発 「何言っているんですか！ 犯罪ですよ！」(威嚇するよじこ)



悪徳開発

「犯罪なんですよこれは。他人に譲る目的で購入することは金融犯罪なんです。裁判になりますよ。」

カモ夫

「困ります。困ります。裁判は困ります。そんなことになったら、息子にだって迷惑がかかるし、困ります。」(おろおろと)

悪徳開発

「何言ってるんですか。この罪は重い。あなた刑務所暮らしですよ。いいんですか。」(「わそっすな声で」)

カモ夫

「ちょっとまってください。お願いします。警察沙汰にだけはしたくない。なんとかならないですか。」

悪徳開発

「それだったらあなたが買ってくればいいんですよ。そうしたらおごじにはしませんから。すく500万円送ってください。」

カモ夫

「そんなに急に言われてもどうしたらいいのかわからないし、そんな大金……。」(泣き声で)

悪徳開発

「私も上司に知られると助けあげられません。今すぐなら警察沙汰にしないですみます。とにかく急いでください。」

カモ夫

「わかりました。」(沈んだ声で)



ナレーター

こうしてカモ夫さんは、犯罪者といわれ、息子にも誰にも相談できず、その日のうちに銀行に行き、お金をおろしました。銀行にはリフォームだとウソをつきました。そして相手に言われるままに、お金を箱に入れて宅配便で送ってしまいました。

ポイントです。

(「どろ」が問題だったでしょん)「どろ」質問に「どろ」

ナレーター

- ・電話で勧誘された場合、興味がなければきっぱり断りましょう。話を聞いてしまうと相手のペースにのせられてしまいます。
- ・投資の勧誘、もうけ話には注意しましょう。「必ずもうかる」「値上がり確実」など、うまい話はありません。
- ・複数の事業者から電話がくる、登場人物が何人も関わってくる「劇場型」と言われる詐欺の被害が増えています。
- ・パンフレットやホームページなどは、精巧に、立派につくられていることがあります。内容が本当とは限りません。
- ・「名義を貸してほしい」「権利を高く買い取る」「謝礼を払う」などという、勧誘には応じないようにしましょう。
- ・「裁判になる」「訴える」「犯罪だ」などとおどされたら、警察に相談しましょう。
- ・まず、一人で悩まず、家族や、消費生活センターに相談してください。

